第三十 公 的 八 給 号) 付  $\mathcal{O}$ 支  $\mathcal{O}$ 給 等 部 施  $\mathcal{O}$ 行 迅 に 速 伴 か 0 1 確 実 公 な 的 実 給 付 施  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ た 支 給  $\Diamond$ 等  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 預 迅 貯 速 金 か  $\Box$ 座 0 確  $\mathcal{O}$ 実 登 録 な 実 等 施 に 関  $\mathcal{O}$ す た る  $\Diamond$ 法  $\mathcal{O}$ 律 預 貯 令 金 П 和 三 座  $\mathcal{O}$ 年 登 法 録 律

令和六年 月 日

等

12

関

す

る

法

律

施

行

規

則

 $\mathcal{O}$ 

部

を

改

正

す

る

庁

令

を

次

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

に

定

8

る。

内閣総理大臣 岸田 文雄

公 的 給 付  $\mathcal{O}$ 支 給 等  $\mathcal{O}$ 迅 速 か 0 確 実 な 実 施  $\mathcal{O}$ た め  $\mathcal{O}$ 預 貯 金  $\Box$ 座  $\mathcal{O}$ 登 録 等 12 関 す る 法 律 施 行 規 則  $\mathcal{O}$ 

一部を改正する庁令

公 的 給 付  $\mathcal{O}$ 支 給 等  $\mathcal{O}$ 迅 速 か 0 確 実 な 実 施  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 預 貯 金  $\Box$ 座  $\mathcal{O}$ 登 録 等 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 令 和

年 デ ジ タ ル 庁 令 第 + 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る

次  $\mathcal{O}$ 表 12 ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分 を れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 撂 げ る

規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 め、 改 正 後 欄 12 掲 げ る そ  $\mathcal{O}$ 標 記 部 分 に 二 重 傍 線 を 付 L た 規 定 は

これを加える。

確認記録を保存している場合の、当該金融機関に対して、当該本人確認に係る確認記録を引き継ぎ、当該金融機関が当該継する場合において、当該他の金融機関が預貯金者について既に本人確認を行っており、か

- 確認記録を保存している場合三(当該金融機関が預貯金者について既に本人確認を行っており、かつ、当該本人確認に係る
- 3 金融機関は、預貯金者の本人確認を行うものとする。
  に加え、当該現に法第三条第二項の申請等の任に当たっている個人(以下「代理人等」とい項の申請等の任に当たっている個人が当該預貯金者と異なるときは、当該預貯金者の本人確認で理の申請等を行うときその他の当該金融機関との間で現に法第三条第二人の融機関は、預貯金者の本人確認を行う場合において、当該預貯金者の同居の親族又は法定

(本人確認の方法)

四条の四 本人確認の方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかとする。

を除く。次号及び第三号において同じ。)の代理人等からの提示を除く。)を受ける方法類」という。)の提示(同条第二号に掲げる書類(一を限り発行され、又は発給されたものう。以下同じ。)のうち同条第一号及び第二号に定めるもの(以下「写真付き本人確認書」の財策金者又はその代理人等から当該預貯金者の本人確認書類(次条各号に定める書類をい

便物又はこれに準ずるもの(以下「転送不要郵便物等」という。)として送付する方法に進ずるもの(以下「書留郵便等」という。)により、その取扱いにおいて転送をしない郵売てて、当該預貯金者の法第三条第二項の申請等に係る文書(以下「申請等関係文書」という。)の提示(同条第二号に掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代理人等からの提定する。)の提示(同条第二号に掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代理人等からの提示にする。)の提示(同条第二号に掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代理人等からの提定する。)の提示(同条第二号に掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代理人等からの提示に取る。)

書類の提示にあっては、当該書類の代理人等からの提示に限る。)を受ける方法 に規定する補完書類をいう。次号及び第九号において同じ。)の提示(同条第二号に掲げるに規定する補完書類をいう。次号及び第九号において同じ。)の提示(同条第二号、第四号若に規定する補完書類の提示を受ける方法又は同号に掲げる書類及び同条第二号、第四号若に規定するが、の代理人等から当該預貯金者の本人確認書類のうち次条第三号に掲げるも

の住所の記載がある補完書類又はその写しの送付を受ける方法のの提示を受け、かつ、当該本人確認書類以外の本人確認書類若しくは当該預貯金者の現在四 預貯金者又はその代理人等から当該預貯金者の本人確認書類のうち次条第三号に掲げるも

預貯金者又はその代理人等から、金融機関が提供するソフトウェアを使用して、本人確認

新設

る。)に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法でいる半導体集積回路(半導体集積回路をいう。以下同じ。)が組み込まれたものに限度)第二条第一項に規定する半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三理人等から当該預貯金者の写真付き本人確認書類(本人特定事項及び写真の情報が記録され該預貯金者の容貌の画像情報をいう。)の送信を受けるとともに、当該預貯金者又はその代護預貯金者又はその代理人等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当

七 預貯金者又はその代理人等から、金融機関が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報(当該預貯金者又はその代理人等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該預貯金者の本人確認書類(次条第四号及び第五号に掲げるものを除き、一を限り発行され、又は発給されたものに限る。以下この号において単に「本人確認書類」という。)の画厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。)の送信を受け、又は当該預貯金者であって、当該本人確認書類(次条第四号及び第五号に掲げるものを除き、一を限り発行され、又は発給された半導体集積回路に記録されている本人特定事項及び当該本人確認書類の信報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。)に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受け、又は当該預貯金者であ人確認書類(本人特定事項を偽っていた疑いがある預貯金者でありましているとともに、次に掲げる行為のいずれかを行う方法(法第三条第二項の申請等を行う者が次のイ又は口に規定する本人確認に係る預貯金者になりすましている疑いがある預貯金者(その代理人等が本人特定事項を偽っていた疑いがある預貯金者(その代理人等が本人特定事項を偽っていた疑いがある預貯金者(その代理人等が本人特定事項を偽っていた疑いがある預貯金者(その代理人等が本人特定事項を偽っていた疑いがある預貯金者(その代理人等が本人特定事項を偽っていた疑いがある預貯金者(その代理人等が本人特定事項を偽っていた疑いがある預貯金者(その代理人等が本人特定事項を偽っていた疑いがある預貯金者(その代理人等が本人特定事項を偽っていた疑いがある預貯金者(その代理人等が本人特定事項を偽っていた疑いがある預貯金者(その代理人等が本人特定事項を偽っていた疑いがある預貯金者(その代理人等が本人特定事項を検討を入りますとは、

像情報(当該預貯金者又はその代理人等に金融機関が提供するソフトウェアを使用して撮影ものに限る。)に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報若しくは本人確認用画金者の本人確認書類(本人特定事項の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれた、預貯金者又はその代理人等から当該預貯金者の本人確認書類の送付を受け、又は当該預貯

物等として送付する方法物等として送付する方法をさせた当該預貯金者の本人確認書類(次条第一号から第三号までに掲げるもののうち一をとせて、申請等関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便れている当該預貯金者の住所に宛てて、申請等関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便た送信に限る。)を受けるとともに、当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができた送信に限る。)を受けるとともに、当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができた送信に限る。)を受けるとともに、当該本人確認書類に記載され、又は発給されたものに限る。)の画像情報であって、当該本人確認書類に記録がいる方法という。

- 十一 できる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの(金融機関に代わって住所を確認し、 写真付き本人確認書類の提示を受け、並びに第四条の十一第一項第一号、第三号(括弧書を除く。)及び第十三号に掲げる事項を当該金融機関に伝達する措置がとられているものに限る。)により、預貯金者に対して、申請等関係文書を送付する方法 「電子署名法」という。)第四条第一項の認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る。)により、預貯金者に対して、申請等関係文書を送付する方法 「電子署名法」という。)第四条第一項の認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書(当該預貯金者の本人特定事項の記録のあるものに限る。)及 業務の用に供する電子証明書(当該預貯金者の本人特定事項の記録のあるものに限る。)及 で当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた
- 個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。)
  署名が行われた法第三条第二項の申請等に関する情報の送信を受ける方法(金融機関が公的一番名が行われた法第三条第二項の申請等に関する情報システム機構が発行した署名用電子証明十六条の二第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明十六条の二第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明十六条の二第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明十六条の二第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法十二 預貯金者から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法法第三条第二項の申請等に関する情報の送信を受ける方法
- り、当該預貯金者に係る利用者(電子署名法第二条第二項に規定する利用者をいう。)の真をいう。)の用に供する電子証明書(当該預貯金者の本人特定事項の記録のあるものに限当該認定を受けた者が行う特定認証業務(電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務)、田の認定を受けた者であって、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、臣の認定を受けた者であって、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、日の認定を受けた者であって、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、日本の認定を受けた者であって、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、日本の認定を受けた者である。

行われた法第三条第二項の申請等に関する情報の送信を受ける方法る。)及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が済産業省令第二号)第五条第一項各号に掲げる方法により行われて発行されるものに限済の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経

2 当該預貯金者の現在の住所が記載された次に掲げる書類のいずれか(本人確認書類を除き、有 いる当該預貯金者の住所に宛てて送付するものとする。 定する申請等関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されて ることができる。この場合においては、同項の規定にかかわらず、 該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該預貯金者の現在の住所を確認す 該預貯金者の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは当 在の住所の情報の記録がないときは、当該預貯金者又はその代理人等から、当該記載がある当 所の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に当該預貯金者の現 貯金者の現在の住所が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。) により 記載があるもので、その日が金融機関が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以 を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の 効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあっては金融機関が提示又は送付 本人確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該預貯金者の現在の住 金融機関は、前項第一号から第八号までに掲げる方法(同項第三号に掲げる方法にあっては 「補完書類」という。)の提示を受ける場合を、同項第四号に掲げる方法にあっては当該預 同項第二号又は第八号に規

## 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書

- に係る料金をいう。)の領収証書 公共料金(日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるもの
- 徐く。)
  るもので、当該預貯金者の氏名及び住所の記載があるもの(内閣総理大臣が指定するものをるもので、当該預貯金者の氏名及び住所の記載があるもの(内閣総理大臣が指定するものを)。前三号に掲げる書類のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類す
- の記載があるものに限る。) もので、本人確認書類のうち次条に定めるものに準ずるもの(当該預貯金者の氏名及び住所もので、本人確認書類のうち次条に定めるものに準ずるもの(当該預貯金者の氏名及び住所) 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類する
- 次に掲げる方法のいずれかによることができる。いては、申請等関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、いては、申請等関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、金融機関は、第一項第二号、第八号又は第九号に掲げる方法により本人確認を行う場合にお

当該金融機関の役職員が、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該預貯金者

- 二 当該金融機関の役職員が、当該預貯金者の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しにく。) の住所に赴いて当該預貯金者に申請等関係文書を交付する方法(次号に規定する場合を除
- 記載されている当該預貯金者の住所に赴いて当該預貯金者に申請等関係文書を交付する方法当該金層模関の名單員が「当該預貯金者の本人確認書類者しくに補完書類文にその写しに

[新設]

の現在の住所を確認した場合に限る。)
(当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しを用いて前項の規定により当該預貯金者

## (本人確認書類)

成されたものに限る。

| 親四条の五 前条第一項(第四条の七第一項において準用する場合を含む。)に規定する方法に | 第四条の五 前条第一項(第四条の七第一項において準期する場合を含む。)に規定する方法に | 第四条の五 前条第一項(第四条の七第一項において準期する場合を含む。)に規定する方法に | 第四条の五 前条第一項(第四条の七第一項において準用する場合を含む。)に規定する方法に | 第四条の五 前条第一項(第四条の七第一項において準用する場合を含む。)に規定する方法に |

- 一 運転免許証等(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十二条第一項に規定する運転免許証等(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十二条第一項に規定する運転経歴証明書をいう。)、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政院)に規定する海側で規定する個人番号カード、お等(出入国管理及び難民認定法に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、お等(出入国管理及び難民認定法に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、お等(出入国管理及び難民認定法に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、お等(出入国管理及び難民認定法に関する法律第二条第一項に規定する個人番号カード、お等(出入国管理及び難民認定法に関する法律第二条第二項において準用する場合を含まる法律第五号に掲げる旅券の写しが貼り付けられたものに限る。)又は身体障害者長健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳(預貯金者の本人特定事項の記載が神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳(預貯金者の本人特定事項の記載が神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳(預貯金者の本人特定事項の記載が神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳(預貯金者の本人特定事項の記載が神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳(預貯金者の本人特定事項の記載がある法律とは、1000年に対して、1000年に対しで、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対しでは、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対しでは、1000年に対しでは、1000年に対しでは、1000年に対しでは、1000年に対しで
- | 貼り付けたもの| |もので、預貯金者の本人特定事項の記載があり、かつ、当該官公庁が当該預貯金者の写真を| |もので、預貯金者の本人特定事項の記載があり、かつ、当該官公庁が当該預貯金者の写真を| | 前号に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類する
- | 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険「雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合者しくは地方公務員共済組合の組合員康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合のを改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和三年厚生労働省財産者の本人特定事項の記載があるものに限り、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和三年厚生労働省国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令付則第六条第一項の規定により、同項に規定する書類とみなされる間に限る。)、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は母子健康手帳(預貯金者の本人特定事項の記載があるものに書、特別児童扶養手当証書又は母子健康手帳(預貯金者の本人特定事項の記載があるものに書、特別児童扶養手当証書又は母子健康手帳(預貯金者の本人特定事項の記載があるものに書、特別児童扶養手当証書又は母子健康手帳(預貯金者の本人特定事項の記載があるものに書、特別児童扶養手当証書又は母子健康子院、預貯金者の本人特定事項の記載があるものに書、特別児童扶養手当証書又は母子といる。
- 共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。) 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書(地方公

	当亥弋里人等の	一言 計 見 な	
		当該預貯金者の	
	代理人等	預貯金者又はその代理人等	第四条の四第一項第三号
	当該代理人等の住所	当該預貯金者の住所	
		類の代理人等からの提示に限	
	抗	類の提示にあっては、当該書類の提示にあっては、当該書	
	次条第一号及び第二号	44	
心書類	当該代理人等の本人確認書類	日字	
	代理人等	預貯金者又はその代理人等	第四条の四第一項第二号
		く。) の代理人等からの提示を除	
		及び第三号において同じ。)	
		発給されたものを除く。次号	
		類(一を限り発行され、又は	
	提示	提示(同条第二号に掲げる書	
		ら当該預貯金者	
等	代理人等から当該代理人等	預貯金者又はその代理人等か	第四条の四第一項第一号
		下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	同表の下欄に掲げる字句に詰
それぞれ	衣の中欄に掲げる字句は、	次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は	する。この場合において、
規定を準用	四第一項及び第二項の	/確認の方法については、第四条の	第四条の七 代理人等の本人
		(古)	(代理人等の本人確認の方法)
ことができ	を確認したものとするこ	る。 者が確認記録に記録されている預貯金者と同一であることを確認したものとすることができ	者が確認記録に記録されて
当該預貯金	`	貯金者が確認記録に記録されている預貯金者と同一であることが明らかな場合は	貯金者が確認記録に記録さ
ての他の預	預貯金者又は代理人等と面識がある場合その	金融機関は、	2 前項の規定にかかわらず、
		の申告を受けること。	一であることを示す事項の申告を受けること。
る預貯金者と同	認記録に記録されている預貯	預貯金者しか知り得ない事項その他の預貯金者が確認に	二 預貯金者しか知り得な
		又は送付を受けること。	す書類その他の物の提示又は送付を受けること。
であることを示	る預貯金者と同一	預貯金通帳その他の預貯金者が確認記録に記録されてい	一 預貯金通帳その他の預
			認する方法とする。
であることを確		さ	の各号のいずれかにより預さ
金融機関が次	する方法は、	を行ってい	
	る方法)	人確認を行っていることを確認する方法)	(預貯金者について既に本-
			するものを除く。)
八臣が指定		定	の
た書頃そ	り発行され、又は発給された書類そ	に掲げるもののほか、官公庁から発行され	五 第一号から第四号までに掲げるもののほか

<b>法</b>	により当該預	次の各号のいずれかに該当すること	等は、
	1の住所を確認した場合に限る。)	項の規定により当該代理人等の現在  老しくに補完書類又にその写しを用し	用する第四条の四第二項の当該本人確認書類者しく
力法		る当該代理人等の住所に赴いて当該代理人等	記載されている当該代理人
しに	くは補完書類又はその写	次、当該代理人等の本人確認書類若し	二 当該金融機関の役職員が
			< <u>°</u>
を除	(次号に規定する場	垒	の住所に赴いて当該代理・
人 等	<b>与しに記載されている当該代理人等</b>	、、当該本人確認書類又はその写しに記載されて	一当該金融機関の役職員が
			きる。
かで	次に掲げる方法のいずれかによることがで	2付することに代えて、次に掲げ	り転送不要郵便物等として送付することに代えて、
によ	申請等関係文書を書留郵便等によ	第九号に掲げる方法により本人確認を行う場合においては、	第九号に掲げる方法により大
又は	四条の四第一項第二号、第八号又は	第一項の規定により読み替えて準用する第四条の四第一項第二号、	2 金融機関は、第一項の規定
	当該代理人等の氏名及び住所	当該預貯金者の氏名及び住所	第四条の四第二項第五号
		当該預貯金者の	第四条の四第二項第四号
	計画イチング	等	J.
	当該代理人等	当該預貯金者又はその代理人	以外の部分
	代理人等の	預貯金者の	第四条の四第二項各号列記
	作 五 二 章	予 貝 会 宅	ら第十三号まで
•	七里人等	買完全者	<b>第四条の四第一頁第十号い</b>
	サリス	当亥頁宁仓旨力	
•	当該代理人等の		
	代理人等	預貯金者又はその代理人等	第四条の四第一項第九号
	代理人等と	預貯金者と	
	当該代理人等が	当該預貯金者が	
	当該代理人等しか	当該預貯金者しか	
	代理人等を	預貯金者を	
	代理人等(	預貯金者(	
	代理人等に	預貯金者に	
		理人等	
	当該代理人等	当該預貯金者若しくはその代	
	当該代理人等の	当該預貯金者の	
	代理人等	預貯金者又はその代理人等	第四条の四第一項第七号
	当該代理人等の	当該預貯金者の	ら第六号及び第八号
	代理人等	預貯金者又はその代理人等	第四条の四第一項第四号か
		る。) 類の代理人等からの提示に限	
		類の提示にあっては、当該書	
	提示	提示(同条第二号に掲げる書	

	二 第四条の四第一項第七号(第四条の七第一項において準用する場合を含む。)に掲げる
	た本人特定事項及び写真の情報又はその写し
	こよりは人権忍と守っことと、当亥は人権忍用回四条の四第一項第六号(第四条の七第一項におい
	方法により本人確認を行ったとき 当該本人確認用画典
	ロ 第四条の四第一項第五号(第四条の七第一項において準用する場合を含む。)に掲げる
	その写し
	条
	あっては、電磁的記録に限る。) を用いて確認記録に添付する方法
	(以下「添付資料」という。)を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム(トに掲げる場合
	二 次のイからチまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからチまでに定めるもの
	同じ。)又はマイクロフィルムを用いて作成する方法
	ることができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供される
	記録を文書、電磁的記録
[新設]	第四条の十 確認記録の作成方法は、次に掲げる方法とする。
	(確認記録の作成方法)
	るものとする。
[新設]	余
	(確認記録の保存)
	る。   おり巻三式の夫気は、育式は夫気で名才浴は10~行理ノ等のオノ存まされて場合は発見でる。
	『長育三頁の見旨よ、竹頁こ見旨ける方去こより弋里人等の『
	できるともれ、当試言金を存詞言金としては存ってプジにしたプノ存詞を行ってきるできる。 
	- 0
	つっては、寛明をつけこ見官ける方法に目当ける方法にり死こ当亥権忍を行っていることをで行りて任不不し、いる場合にはいるでは「降る」とで行う。 いる予則を言いて任政 (全)
	び保存をしている場合におけるものに限る
[新設]	第四条の八 金融機関は、本人確認に相当する確認(当該確認について確認記録に相当する記録
	三条第二項の申請等の任に当たっていることが明らかであること。
	関係を認識していることその他の理由により当該代理人等が当該預貯金者のために当該法第
	四 第一号から第三号までに掲げるもののほか、金融機関が当該預貯金者と当該代理人等との
	金者のために当該法第三条第二項の申請等の任に当たっていることが確認できること。
	三 当該預貯金者に電話をかけることその他これに類する方法により当該代理人等が当該預貯
	条
	"、
	「当亥弋里人等が、当亥貢宁仓旨の司号の規案又よ去官弋里人であること。  三条第二項の申請等の任に当たっていると認められる者に限る。

録された本人特定事項の情報又はその写し方法により本人確認を行ったとき、当該本人確認用画像情報又は当該半導体集積回路に記方法により本人確認を行ったとき、当該本人確認用画像情報又は当該半導体集積回路に記

- 回路に記録された本人特定事項の情報又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し方法により本人確認を行ったとき。当該本人確認書類若しくはその写し、当該半導体集積が、第四条の四第一項第八号(第四条の七第一項において準用する場合を含む。)に掲げる
- の写し 方法により本人確認を行ったとき 当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはそ 一一 第四条の四第一項第九号(第四条の七第一項において準用する場合を含む。)に掲げる
- 人確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録
  て準用する場合を含む。)に掲げる方法により本人確認を行ったとき 当該方法により本人 第四条の四第一項第十一号から第十三号まで(これらの規定を第四条の七第一項におい

## 

(確認記録の記録事項)

一本人確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項第四条の十一 確認記録に記録する事項は、次に掲げる事項とする。

確認記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項

は、日付に限る。)

・
は、日付に限る。)

・
は、日付に限る。)

・
は、当該提示を受けた日付及び時刻(当該提示を受けた本人確認書類又は補完書類の写しをは、当該提示を受けた日付及び時刻(当該提示を受けた本人確認書類又は補完書類の提示を受けたとき

送付を受けたときは、当該送付を受けた日付四頭貯金者又は代理人等の本人確認のために本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの

ときは、金融機関が申請等関係文書を送付した日付項において準用する場合を含む。)の規定により預貯金者又は代理人等の本人確認を行った五、第四条の四第一項第二号若しくは第八号から第十号まで(これらの規定を第四条の七第一

の送信を受けた日付法により預貯金者又は代理人等の本人確認を行ったときは、金融機関が本人確認用画像情報法により預貯金者又は代理人等の本人確認を行ったときは、金融機関が本人確認用画像情報が、第四条の四第一項第五号(第四条の七第一項において準用する場合を含む。)に掲げる方

を受けた日付の送信を受けた日付並びに半導体集積回路に記録された本人特定事項及び写真の情報の送信を受けた日付並びに半導体集積回路に記録された本人特定事項及び写真の情報の送信法により預貯金者又は代理人等の本人確認を行ったときは、金融機関が本人確認用画像情報七、第四条の四第一項第六号(第四条の七第一項において準用する場合を含む。)に掲げる方

法により預貯金者又は代理人等の本人確認を行ったときは、金融機関が本人確認用画像情報人、第四条の四第一項第七号(第四条の七第一項において準用する場合を含む。)に掲げる方

[新設]

- 付及び同号イ又は口に掲げる行為を行った日付 の送信を受けた日付又は半導体集積回路に記録された本人特定事項の情報の送信を受けた日
- 受けた日付 又は半導体集積回路に記録された本人特定事項の情報若しくは本人確認用画像情報の送信を 法により預貯金者又は代理人等の本人確認を行ったときは、金融機関が本人確認書類の送付 第四条の四第一項第八号(第四条の七第一項において準用する場合を含む。 )に掲げる方
- 十 第四条の四第三項又は第四条の七第二項の規定により預貯金者又は代理人等の本人確認を 行ったときは、当該各項に規定する交付を行った日付
- 本人確認を行った法第三条第二項の申請等の種類
- きは、当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完 預貯金者又は代理人等の本人確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたと 預貯金者又は代理人等の本人確認を行った方法

書類を特定するに足りる事項

認を行ったときは、当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認 書類又は補完書類を特定するに足りる事項 項において準用する場合を含む。)の規定により預貯金者又は代理人等の現在の住所の確 本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより第四条の四第二項(第四条の七第

## 預貯金者の本人特定事項

- の申請等の任に当たっていると認めた理由 当該代理人等と預貯金者との関係及び当該代理人等が預貯金者のために法第三条第二項 代理人等により法第三条第二項の申請等が行われたときは、当該代理人等の本人特定事
- 義及び預貯金者が自己の氏名と異なる名義を用いる理由 預貯金者が自己の氏名と異なる名義を法第三条第二項の申請等に用いるときは、当該名
- 確認記録等を検索するための口座番号その他の事項
- 資料又は当該本人確認書類若しくは補完書類の写しに記載があるものについては、同項の規定 にかかわらず、確認記録に記録しないことができる。 若しくは補完書類の写しを確認記録に添付するときは、同項各号に掲げる事項のうち当該添付 金融機関は、添付資料を確認記録に添付するとき又は前項第三号の規定により本人確認書類
- 3 知った場合は、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記するものとし、既に確認記録マ 記録され、又は記載されている内容(過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。 は同項第三号の規定により添付した本人確認書類若しくは補完書類の写し若しくは添付資料に 変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を確認記録と共に保存することとする を消去してはならない。この場合において、金融機関は、確認記録に付記することに代えて ことができる。 金融機関は、第一項第十五号から第十八号までに掲げる事項に変更又は追加があることを

備考 表中の の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である